

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第150号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年12月3日 06時35分ごろ	
発生場所	島根県西ノ島町 三度埼灯台から真方位314° 2.0海里付近 (概位 北緯36°05.4' 東経132°55.0')	
事故等調査の経過	平成21年5月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 106 祐生丸、19トン SN2-2783（漁船登録番号）、祐生水産有限会社 B 漁船 和賀丸、19トン TT2-1693（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 A 甲板員、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船尾外板圧壊及び左舷船底外板にき裂 B 船首ステム及び両舷船首外板にき裂	
事故等の経過	A船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、三度埼北西方沖において、甲板員が単独で船橋当直につき、船首を北東に向けて、マスト灯、げん灯1対及び船尾灯を掲げ、漂流中、B船は、船長ほか1人が乗り組み、島根県恵曇港に向けて、船長が単独で船橋当直につき、南東に向けて速力約9ノットで、マスト灯、げん灯1対及び船尾灯を掲げ、自動操舵により航行中、平成20年12月3日06時35分ごろ、A船の左舷船尾とB船の船首とがほぼ直角に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 微風、視界 良好、日出 07時02分 海象：潮汐 下げ潮の中央期、波高 約0.5m以下	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、三度埼北西方沖において漂流中、船橋当直中の甲板員Aが見張りを行っていなかったため、左方から接近するB船に気付かなかつたものと考えられる。 B船は、船長Bが南東進中に食事をしていて前方の見張りを行わなかったため、衝突するまで、船首方で漂流中のA船に気付かずに航行したのと考えられる。
原因	本事故は、夜間、三度埼北西方沖において、A船が漂流中、B船が南東進中、両船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより	

	発生したものと考えられる。
--	---------------